

区町内自治会連絡協議会運営補助金交付要綱

(目的)

第1条 区長は、区町内自治会連絡協議会（以下「区連協」という。）に対し、地域社会における住民自治の振興を図る団体の育成を推進するため、予算の範囲内において、千葉県補助金等交付規則（昭和60年千葉県規則第8号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、補助金を交付する。

(補助対象事業、補助対象経費及び補助率)

第2条 補助金の交付の対象となる事業は、次の各号に掲げるものとし、補助対象経費及び補助対象外経費は、別表のとおりとする。

(1) 地区町内自治会連絡協議会及び単位町内自治会との連絡調整

(2) 区町内自治会連絡協議会及び地区町内自治会連絡協議会の運営及び事業

2 補助率は、補助対象経費から当該事業に充てるべき収入額を控除した額の10分の10とする。

(補助金の交付申請)

第3条 区連協は、規則第3条の規定により補助金の交付を申請しようとするときは、区町内自治会連絡協議会運営補助金交付申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添付して、区長に提出するものとする。

(1) 規約及び役員名簿

(2) 事業計画書

(3) 収支予算書

(4) その他区長が必要と認めるもの

(補助金交付の条件)

第4条 規則第5条の規定により附する条件は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 補助事業の内容、経費の配分又は事業計画の変更をする場合には、あらかじめ区長の承認を受けること。ただし、経費の配分については、事業の趣旨・目的に支障を及ぼさないと認められる変更であって変更額が補助対象経費の総額の5分の1に満たないものについてはこの限りでない。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、あらかじめ区長の承認を受けること。

(3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに区長に報告し、その指示を受けること。

(4) その他区長が必要と認める事項

(交付決定通知)

第5条 規則第6条の規定による通知は、区町内自治会連絡協議会運営補助金交付決定通知書（様式第2号）によるものとする。

(変更等の承認申請)

第6条 第4条第1号、第2号又は第3号の規定により承認を受けようとするとき

は、区町内自治会連絡協議会運営事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第3号）を区長に提出するものとする。

2 区長は、前項の申請書の提出を受けたときは、内容を審査し、事業の変更、中止又は廃止を承認したときは、区町内自治会連絡協議会運営事業変更（中止・廃止）承認通知書（様式第4号）により通知するものとする。

3 規則第8条第1項の規定により補助金等の交付の決定を変更する場合は、区町内自治会連絡協議会運営補助金交付決定変更通知書（様式第5号）により通知するものとする。

（実績報告）

第7条 規則第12条の規定により報告しようとするときは、速やかに、区町内自治会連絡協議会運営補助金実績報告書（様式第6号）に、次の各号に掲げる書類を添付して区長に提出するものとする。

- （1）事業実績報告書
- （2）収支決算書
- （3）その他区長が必要と認めるもの

（額の確定通知）

第8条 規則第13条の規定による通知は、区町内自治会連絡協議会運営補助金額確定通知書（様式第7号）によるものとする。

（交付の請求）

第9条 規則第16条第2項において準用する同条第1項の規定により補助金の交付の請求をしようとするときは、区町内自治会連絡協議会運営補助金一括（分割）事前交付請求書（様式第8号）を区長に提出するものとする。

（決定の取消し通知）

第10条 規則第17条第3項において準用する規則第6条の規定による通知は、区町内自治会連絡協議会運営補助金交付決定取消通知書（様式第9号）によるものとする。

（返還命令）

第11条 規則第18条第1項又は第2項の規定による返還命令は、区町内自治会連絡協議会運営補助金返還命令書（様式第10号）によるものとする。

（補則）

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、区長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際現に存するこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表

<p>補助対象経費</p>	<p>(1) 共済費 (2) 賃金 (3) 報償費 (4) 旅費 (5) 消耗品費 (6) 食糧費(会議及び事業の実施に必要なお茶代、弁当代及び食材料費等に限る。) (7) 印刷製本費 (8) 通信運搬費 (9) 手数料 (10) 修繕料 (11) 筆耕翻訳料 (12) 保険料 (13) 委託料(事業の全部を委託する場合を除く。) (14) 使用料及び賃借料 (15) 備品購入費 (16) 負担金、補助及び交付金</p>
<p>補助対象外経費</p>	<p>(1) 役員に対する報酬(費用弁償を除く。) (2) 交際費(慶弔費、見舞金及び懇親会費等) (3) 食糧費(会議及び事業の実施に必要なお茶代、弁当代及び食材料費等を除く。) (4) 事業の全部を委託する場合の委託料 (5) 寄附金 (6) 公租公課 (7) その他補助対象経費とすることが適当でないと市長が認める経費</p>

様式第 1 号

年 月 日

区町内自治会連絡協議会運営補助金交付申請書

(あて先) 区長

申請者

住 所

団 体 名

代表者名

(※)

(※)本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。

年度区町内自治会連絡協議会運営補助金の交付を受けたいので、千葉市補助金等交付規則第 3 条の規定により次のとおり申請します。

補助金の目的及び 内 容	
交付を受けようとする 補助金の額及びその 算出基礎	
交付を受けたい時期	
添 付 書 類	1 規約及び役員名簿 2 事業計画書 3 収支予算書 4 その他区長が必要と認めるもの

住 所

団 体 名

代表者名

様

区町内自治会連絡協議会運営補助金交付決定通知書

年 月 日付申請のあった 年度区町内自治会連絡協議会運営補助金について、次のとおり決定したので、千葉市補助金等交付規則第6条の規定により通知します。

年 月 日

区長

印

1 補助金の交付決定額 円

2 交付条件

- (1) 補助事業の内容、経費の配分又は事業計画の変更をする場合においては、あらかじめ区長の承認を受けること。ただし、経費の配分については、事業の趣旨・目的に支障を及ぼさないと認められる変更であって変更額が補助対象経費の総額の5分の1に満たないものについてはこの限りでない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、あらかじめ区長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定期間内に完了しない場合又は、補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに区長に報告してその指示を受けること。
- (4) 千葉市補助金等交付規則及び区町内自治会連絡協議会運営補助金交付要綱を遵守すること。

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

区町内自治会連絡協議会運営事業変更（中止・廃止）承認申請書

（あて先） 区長

申請者

住 所

団 体 名

代表者名

（※）

（※）本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。

年 月 日付千葉市指令 第 号により補助金の交付決定のあった区町内自治会連絡協議会運営事業を下記のとおり変更したいので、区町内自治会連絡協議会運営補助金交付要綱第6条第1項の規定により申請します。

事 業 名	
事業変更（中止・廃止）の理由	
添 付 書 類	1 事業変更計画書 2 収支予算書 3 その他区長が必要と認めるもの

様式第4号

千葉市指令 第 号

住 所

団 体 名

代表者名

様

区町内自治会連絡協議会運営事業変更（中止・廃止）承認通知書

年 月 日付申請のあった区町内自治会連絡協議会運営事業変更（中止・廃止）について承認したので、区町内自治会連絡協議会運営補助金交付要綱第6条第2項の規定により通知します。

年 月 日

千葉市 区長

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

住 所

団 体 名

代表者名

様

区町内自治会連絡協議会運営補助金交付決定変更通知書

年 月 日付千葉市指令 第 号により通知した区町内自治会連絡協議会運営補助金交付決定の一部を変更したので次のとおり通知します。

年 月 日

千葉市 区長

1 変更前の交付決定額 円

2 変更後の交付決定額 円

3 変 更 理 由

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

区町内自治会連絡協議会運営補助金実績報告書

(あて先) 区長

申請者

住 所

団 体 名

代表者名

(※)

(※)本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。

年 月 日付千葉市指令 第 号により補助金の交付決定があった下記事業が終了いたしましたので、千葉市補助金等交付規則第12条の規定により、次とおり報告します。

事 業 名	
添 付 書 類	1 事業実績報告書 2 収支決算書 3 その他区長が必要と認めるもの

住 所

団 体 名

代表者名

様

区町内自治会連絡協議会運営補助金額確定通知書

年 月 日付け区町内自治会連絡協議会運営補助金実績報告書により、区町内自治会連絡協議会運営補助金額を次のように確定したので、千葉市補助金等交付規則第13条の規定により通知します。

年 月 日

区長

印

1 補助金の交付決定額	円
2 補助事業の経費精算額	円
3 補助金の確定額	円

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

区町内自治会連絡協議会運営補助金一括（分割）事前交付請求書

（あて先） 区長

申請者

住 所

団 体 名

代表者名 (※)

(※)本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。

年 月 日付千葉市指令 第 号区町内自治会連絡協議会運営
補助金交付決定通知書により決定した補助金の交付について、千葉市補助金等交付規
則第16条第2項において準用する同条第1項の規定により、下記のとおり請求しま
す。

- 1 補助事業名
- 2 補助金の決定額 円
- 3 補助金の既交付額 円
- 4 今回の交付請求額 円
- 5 添付書類 区町内自治会連絡協議会運営補助金交付決定通知書の写し

住 所

団 体 名

代表者名

様

区町内自治会連絡協議会運営補助金交付決定取消通知書

年 月 日付千葉市指令 第 号により通知した区町内自治会連絡協議会運営補助金交付決定の全部（一部）を次のとおり取消したので、千葉市補助金等交付規則第17条第3項において準用する第6条の規定により通知します。

年 月 日

区長

印

- | | |
|-------------|---|
| 1 補助金の交付決定額 | 円 |
| 2 取消額 | 円 |
| 3 取消後の交付決定額 | 円 |
| 4 取消の理由 | 円 |

審査請求等について

- この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

住 所

団 体 名

代表者名

区町内自治会連絡協議会運営補助金返還命令書

年 月 日付千葉市指令 第 号区町内自治会連絡協議会運営補助金交付決定通知のあった補助金について、千葉市補助金交付規則第18条第 項の規定により、次のとおり返還を命じます。

年 月 日

区長

印

- | | |
|-------------|-------|
| 1 補助金の交付決定額 | 円 |
| 2 補助金の既交付額 | 円 |
| 3 補助金の交付確定額 | 円 |
| 4 返還すべき金額 | 円 |
| 5 返還期限 | 年 月 日 |
| 6 返還を命ずる理由 | |
| 7 返還方法 | |

審査請求等について

- この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。